

アメリカシロヒトリ防除で農薬を使用される皆様へ

上田市役所森林整備課

農薬使用者の皆様、農薬を散布する土地の所有者及び管理者の皆様は、
下に記した事項を参考にして十分に注意しながら散布してください。

- 1 必ず、**農薬取締法に基づいて登録された農薬で、対象となる樹木に適用のある種類の農薬**を用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び注意事項を守って使用してください。
- 2 農薬を散布する人は、マスク、手袋、雨具等の着用など、**ラベルに記載されている方法で安全対策を行い、事故に注意**してください。
- 3 住宅地や田畑の周辺などで農薬を散布する場合は以下の事項を守り、**人、家畜・農作物などへの被害防止や生活環境の保全を図**って下さい。
 - (ア) 被害発生の**早期発見**に努め、被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、**状況に応じた適切な防除**を行ってください。
 - (イ) 被害を受けた部分の剪定や捕殺等を優先的に行うなど、**農薬散布以外**の方法を活用し、やむを得ず散布する場合には**最小限**の区域における散布に留めてください。
 - (ウ) 農薬散布は、**無風又は風が弱い時**に行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの方向等に注意するとともに飛散が少ない形状の農薬やノズルを使用する等、**飛散防止**に最大限配慮してください。
 - (エ) **事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、農薬の種類について十分な周知に努めてください**。近隣に学校や通学路がある場合は学校や保護者への周知を図り、時間帯に最大限配慮してください。公園等においては散布時に立て看板の表示により人が入らないよう最大限の配慮を行ってください。
 - (オ) 農薬を使用した年月日、場所及び対象物、農薬の種類又は名称、面積あたりの使用量又は希釈倍数について**記帳**し、一定期間**保管**してください。

(カ) 食品衛生法が改正され、平成 18 年から残留農薬のポジティブリスト制度がはじまりました。事前に周辺の農作物栽培者に連絡してから散布し、**農作物へ飛散しないよう**注意してください。

4 市役所では、自治会が管理する公民館・公園等の樹木のアメリカシロヒトリ防除を対象に、農薬の無料配布を行っています。市から配布する農薬を使用する自治会の皆様は、以下の点に注意して実施してください。

(ア) 市から配布する農薬は、**トレボン乳剤**です。**希釈倍率は、4, 000倍**で、容器1本が100ml（側面の目盛りが10ml）で400%分の消毒液ができます。

(イ) 市から配布する農薬を使用する場合は、上に記した1から3の事項をよく守って使用してください。

(ウ) 市から配布する農薬は予防剤ではありませんので、アメリカシロヒトリの発生していない箇所に散布しても効果がありません。薬害の防止、環境汚染の防止等の観点からも好ましくありません。

(エ) 市から配布する農薬は、**食用の樹木（くるみ・くり・うめ・かき等）に散布しないでください。**

(オ) 防除及び農薬に関して発生した事故について、市は責任は負いません。

5 **開封した農薬は必ず使い切り、絶対に容器に残ったまま放置したり、液を河川や水路に捨てないでください。**

6 **農薬の容器は**、散布機のタンクや希釈用容器に中身の農薬のボタ落ちが無くなるまで逆さまにして液を移し終えたのち、容器に水を1/4ほど加えて密栓してよく振り、濯いだ水を希釈水として使用してください。この操作を計3回以上繰り返し、容器の中に眼に見えるような残分が無いことを確認して水を切り、よく乾かしてから処分してください。市から配布した農薬の容器は、「プラスチックごみ袋（緑）」に入れて処分してください。